

## 第12章

# 学 校

令和2年2月、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、国から、「全国すべての小・中・特別支援学校・高等学校において臨時休業」とするよう要請があり、本市においても令和2年3月2日から、すべての市立学校で一斉休校（臨時休業）とした（同年5月24日まで）。

その後、令和2年4月16日に、緊急事態宣言が全国に拡大され、福岡県が「特定警戒都道府県」に指定された。こうした状況を受け、新型コロナウイルスへの対応を迅速に実施するため、同年4月20日に、「教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局」を設置した。

また、令和2年5月以降、市内の医療機関や高齢者施設等で集団感染事例が発生し、市立小学校においても児童生徒の感染が相次いで確認され、厚生労働省のクラスター対策班による感染状況等の調査が行われた。

この調査における提言を受け、子どもの新型コロナウイルスに対応するため、令和2年6月18日に、『新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム（CCAT）』を立ち上げた。

一斉休校からの学校再開後も、学校生活への影響は大きく、その後の部活動や体育大会、運動会、文化祭、修学旅行、入学式・卒業式等のほとんどの学校行事において、中止や一定の制限の下での開催がしばらく続いた。

こうした中、本市では、児童生徒の学びを保障するため、教員の追加配置や、学校再開後の学校運営を円滑に進めるため、緊急雇用対策事業として臨時的に学校業務補助員の配置を行った。

その他、学校給食の中止に伴う給食物資納入事業者への経済支援や、短縮された夏休み期間中の市立中学校への簡易給食の提供など状況に応じた支援を行ってきた。



校内における基本的な感染防止対策  
（登校時の検温）



校内における基本的な感染防止対策  
（ソーシャルディスタンス）

# 1 学校への影響と対応

## (1) 組織体制

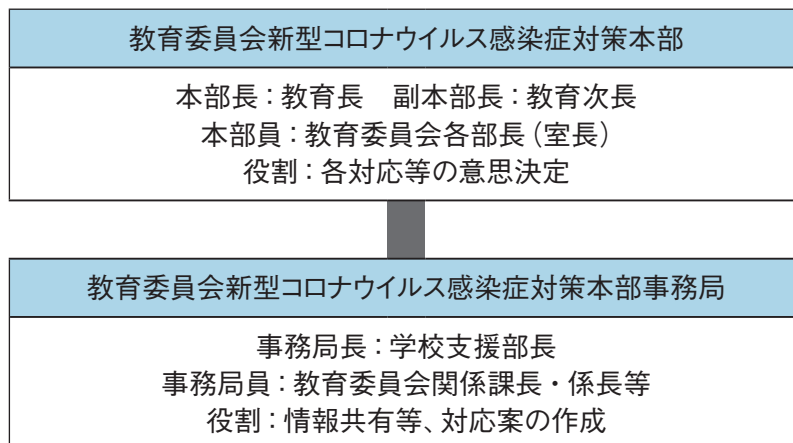
- 新型コロナウイルスへの対応を行うため、教育委員会に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置したほか、医療関係者などから構成される「新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム」を立ち上げた。

### 【主な取組】

#### ア 教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局

令和2年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴い、新型コロナウイルスへの対策等を実施するため、教育委員会に「新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「事務局」を設置した。

#### 組織概要



**設置年月日** 令和2年4月20日

#### イ 新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム (CCAT)

令和2年5月23日以降、本市の病院や高齢者施設等で集団感染事例が発生し、小学校等においても児童生徒の感染が相次いで確認された。これを受けて、厚生労働省のクラスター対策班が学校における感染状況等の調査を行うこととなった。その際、「平時及び発生時の対策について、小児科医、校医、感染管理の専門家、保健所などの専門家と連携を取る体制を整える」等の提言があったことを受けて、子どもの新型コロナウイルス対応のため、令和2年6月18日に、「新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム (CCAT)」を立ち上げた。

※CCAT…COVID-19 Infection prevention and control for Children Advisory Teamの略称

#### 組織概要

市医師会や市小児科医会などの医療関係者等を中心に構成したほか、NPO法人理事長などをオブザーバーとした。

**役割**

教育委員会及び子ども家庭局における新型コロナウイルスの感染防止に向けた取組に対し、疫学的な見地から助言

**会議の開催状況**

年度	開催回数	主な内容
令和2年度	4回	・陽性者が出た学校の休校期間、消毒について ・登校時の健康観察方法の見直しについて ・症状がある場合の登校の判断について など
令和3年度	5回	・変異株ウイルスに対する学校の感染症対策について ・学校でのPCR検査の実施状況について ・幼稚園、保育所の閉鎖基準の見直しについて など
令和4年度	6回	・学校給食における感染症対策について ・陽性者療養期間の短縮を受けての学校等での留意事項 ・卒業式におけるマスクの取扱いについて など
令和5年度	1回	・5月8日以降の感染防止対策について など

**主な意見聴取**

- ・保健マニュアル、給食マニュアルの改訂について
- ・中体連代替大会の感染症対策について
- ・部活動運営上の留意事項について
- ・抗原定性検査キットの学校等での活用について
- ・マスク着用、給食時における感染対策の緩和時期等について
- ・インフルエンザとの同時流行の対応や学級閉鎖について など

**(対応を振り返って)**

緊急事態宣言や新たな変異株の出現などにより、登校判断基準や休校措置の在り方など、対処方針を大きく転換せざるを得ないこともあったが、学校や保健所、CCATとの協力体制の下、円滑に対応することができた。

**(2) 授業への影響**

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年3月2日から5月24日まで、小・中・特別支援学校等の臨時休業を実施した。
- 長期にわたる臨時休業の結果、児童生徒に授業の未実施による一定程度の学習の遅れが生じ、令和2年度は例年よりも短い期間で教育課程を進行していくことが必要になった。通常より早い学習ペースに適応しづらい子どもが出てくることが想定されたため、子どもたち一人ひとりの学習定着度に応じて、きめ細かな指導を図った。

## 【主な取組】

### ア 長期休業日の短縮

#### (ア) 小学校・中学校・特別支援学校

北九州市立小中学校等管理規則を一部改正し、小・中・特別支援学校の長期休業日を、令和2年度に限り短縮した。

	通常の実施期間	令和2年度の実施期間
夏季休業日	7月21日から8月25日 (36日間)	8月6日から8月16日 (11日間)
冬季休業日	12月24日から翌年1月7日 (15日間)	12月26日から翌年1月4日 (10日間)

#### (イ) 市立高等学校

市立高等学校は、北九州市立高等学校学則に基づき、夏季休業日を令和2年度に限り短縮した。

	通常の実施期間	令和2年度の実施期間
夏季休業日	7月21日から8月31日 (32日間)	8月7日から8月20日(14日間)

#### (ウ) 幼稚園

幼稚園は通常どおりの対応とした。

### イ 学習指導補助員の配置

#### 概要

国の補助事業「補修等のための指導員等派遣事業」を活用し、学習指導補助員を希望する小・中学校に配置した。

#### 指導員の条件

教員免許の有無を問わず、学習塾講師経験者、教員経験者、教員志望者(大学生)などとした。

#### 配置人数

原則、各希望校あたり2名の配置

#### 実施内容

一人ひとりの学習定着度に応じて、きめ細かな指導を図るためのチームティーチング指導や補充学習等を行った。

#### 実施期間

令和2年10月1日～令和3年3月24日

#### 実績

	実施校	参加人数	実施時間
小学校	122校	997人	27,978時間
中学校	40校	191人	5,647時間

## ウ 1人1台端末の整備前倒しと活用

### 環境整備計画の前倒し

国の補助金を活用し、学校内通信環境の整備と合わせ、令和5年度までに達成する予定であった1人1台端末整備の前倒しを行い、令和2年度中に完了した(完了時期：1人1台端末整備 → 令和2年12月、学校内通信環境の整備 → 令和3年3月)。

### オンライン授業の準備

「GIGAスクール活用元年」として、1人1台端末の本格的な活用を始めた令和3年4月には、新型コロナウイルスに対する万が一の準備として、「非常時におけるオンライン授業の手引き」を作成・配布するとともに、オンラインで授業を行う手順の周知、家庭のインターネットとの接続確認、オンライン授業の模擬練習などを行い、1人1台端末をオンライン授業で活用する準備を進めた。

### オンライン授業の実施

世論でのオンライン授業への注目の高まりもあり、令和3年5月より、本市においても準備のできた学校から順次1人1台端末を活用したオンライン授業を開始した。

令和3年8月、県内の感染拡大に伴い、9月1日より全校に対してオンライン授業の全面实施を通知した。

令和4年1月下旬には、特に中学校3年生においては受験前の感染を防ぎ、受験機会を保障するため、オンライン授業を強く推奨したことにより、オンライン授業の参加者は、全児童生徒の約17%(約1万2千人)にまで増加した。

### (対応を振り返って)

- 長期休業日の短縮によっても、授業時数の不足について、そのすべてを補うことはできなかったが、各学校の行事等の精選や授業内容の工夫などによって、令和2年度に行うべき学校教育活動を予定どおり修了することができた。
- 指導員派遣事業では、人員確保の点に課題があり、配置人員は想定よりも少なかったが、補助員を配置した学校では、学習指導補助員の配置によって、それぞれの子どもたちに応じた指導ができたほか、授業準備などの教員の負担軽減につながるなどの効果があった。
- 一斉休校時や、学校に通えない児童生徒がいる中では、まずは家庭と学校をつなぐことも重要であり、1人1台端末の早期整備は有効であった。その後も、オンライン学習支援のツールとして有効に活用されている。

## (3) 部活動・各種行事への影響

### ア 部活動

- 令和2年度から3年度にかけて、緊急事態宣言の発出等により、部活動は活動の中止や制限付きの活動をせざるを得ない状況になった。

(ア) 活動制限の経過

対応	実施期間
全面中止	令和2年2月26日～6月23日
制限付き活動	令和2年6月24日～令和3年8月6日
全面中止	令和3年8月7日～9月30日
制限付き活動	令和3年10月1日～令和4年1月31日
全面中止	令和4年2月1日～3月6日
制限付き活動	令和4年3月7日～4月7日

(イ) 活動時の主な感染防止対策

- ・「3つの密を避ける」、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を徹底した。
- ・各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行った。
- ・生徒同士が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする活動や大きな発声や激しい呼気を伴う活動等の感染リスクの高い活動については慎重に判断した。

(ウ) 公式大会や練習試合での主な取組

- ・中体連の大会においては、会場(屋内外、広さ、ギャラリー)の状況に応じて、入場制限を実施した。
- ・練習試合や合同練習については、感染防止対策や当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に判断することとしたほか、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域での活動は禁止とした。
- ・令和2年度は、中体連夏季大会が中止となり、本市においては、代替え大会としてフレンドシップマッチを開催した。令和3年度は、日程の延期や観客制限を行うなどの対策を講じた上で実施し、令和4年度は、各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、感染対策を行ったうえで実施した。

(エ) 令和5年5月8日以降(5類感染症へ移行後)の対応

- ・健康観察の実施や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導を行っている。
- ・大会やコンクール等へ参加する際は、大会規定等に準じて、判断している。

イ 学校行事

(体育大会、運動会、文化祭、学習発表会、自然教室、入学式、修了式)

- 学校行事は、感染リスクも高く、感染対策と学習活動の継続は慎重な判断を求められ、教育委員会としては、学習活動の継続は慎重な判断を求められる。教育委員会としては、学習活動の重要性を踏まえつつ、感染状況を鑑みながら各学校へ学校行事実施可否について通知を行ってきた。特に宿泊を伴う行事や保護者の参観があるものは、慎重に判断を行ってきた。

(ア) 主な対応の経過

通知年月		内容
令和元年度	3月	<p>【修了式】 放送での実施や、児童生徒の間隔を十分とること、短時間でやることなどを通知</p> <p>【入学式】 式典形式で行わず、入学手続等のみで実施</p>
令和2年度	4月	<p>【入園式】 入園式は行わず、入学手続のみ実施</p>
	5月	<p>【体育大会、運動会、文化祭、学習発表会】 大勢が集まることなどから従来の形では実施せず、体育の時間としてのクラスマッチの実施や授業や部活動において制作した作品などの展示、見学週間等の代替的な行事であれば実施可とした</p>
	7月	<p>【自然教室】 自然教室については、各学校の判断で、予定通りの実施や日帰りでの実施、完全中止のいずれも可とした</p>
	12月	<p>【体育大会、運動会、文化祭、学習発表会】 学校規模等、学校の実状に応じて工夫のうえ、実施可とした。感染防止対策の周知徹底が難しい場合は、実施不可とした</p> <p>【卒業式、入学式】 30分～1時間以内程度（できるだけ短い時間での実施）等のうえ実施</p>
令和3年度	5月	<p>【体育大会、運動会】 1学期に行う予定の運動会、体育大会は2学期へ延期</p>
	8月	<p>【体育大会、運動会】 無観客での実施又は10月以降に延期</p>
	1月	<p>【卒業式、入学式】 できるだけ短い時間とする等のうえ実施</p>
令和4年度	4月	<p>【宿泊を要する行事】 実施地域・訪問地の感染状況等を慎重に見極めて判断</p> <p>【体育大会、運動会】 実施にあたっては、人数の制限や児童生徒との直接の接触がないよう実施方法を工夫し、感染対策を十分に講じて実施</p>
	1月	<p>【卒業式、入学式】 できるだけ短い時間とする等のうえ実施</p>
	2月	<p>【卒業式】 実施にあたり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒、教職員はマスクを外すことを基本とし、来賓、保護者については、マスクの着用を求めること</li> <li>・時間は各学校で工夫すること</li> <li>・式典後の学級活動は、通常の教育活動における感染防止対策を講じた上で、各学校で工夫すること</li> </ul> <p>等のうえ実施</p>
令和5年度	4月	<p>【学校行事全体】 感染状況に鑑み、基本的な感染対策を講じた上で実施</p> <p>【入学式】 入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求めないことを基本とし、時間制限の廃止のほか、来賓の参加も可とした</p>

## ウ 修学旅行

- 例年の修学旅行は、中・特別支援学校(中学部)は5～6月に2泊3日で関西方面、小・特別支援学校(小学部)は、5～11月に1泊2日で大分方面もしくは長崎方面で実施していたが、新型コロナウイルスの影響により、延期や実施方法の変更、中止などの対応を行った。
- 中止・延期等の決定にあたっては、各区の校長の代表などで構成される修学旅行検討委員会における実施に関する検討結果を教育委員会へ答申し、教育委員会からの通達をもって決定した。

### (ア) 実施状況(令和2年度)

- 例年どおりの実施は困難である状況を踏まえ、緊急措置として1日又は2日間で実施することとし、旅行先は近隣県及び県内、市内での宿泊を認めて、各学校の判断で決定した。

#### 【小学校】

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	51校	8校	42校	22校	4校

#### 【中学校】

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	2校	1校	2校	1校	56校

#### 【その他】

- ・ 特別支援学校は日帰りで実施(小倉総合特別支援学校は、中学部のみ実施)。
- ・ 市立高等学校は中止し、戸畑高等専修学校は、12月に長崎方面にて1泊2日で実施。
- ・ Go To トラベルキャンペーン割引や県の修学旅行支援事業、市の宿泊助成等を活用し、保護者の負担を減らして実施した。

### (イ) 実施状況(令和3年度)

#### 【小学校】

- 令和3年度から、大分方面、長崎方面に加えて市内(県内)泊コースを正式に追加した。また、宿泊費の上限を令和3年度のみ廃止し、宿泊施設を選択しやすくなったほか、日帰り、2日間の行程についても可とした。

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	37校	56校	26校	8校	0校

#### 【中学校】

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	20校	22校	1校	1校	18校

#### 【特別支援学校】

##### ・小学部

	予定通り実施	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	4校	0校	0校	1校	2校



・ 中学部

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	3校	0校	0校	0校	4校

・ 高等部

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り	中止・実施なし
校数	4校	0校	0校	0校	3校	1校 (2部門)

【その他】

- ・ 市立高等学校は、12月に関東方面にて3泊4日で実施
- ・ 戸畑高等専修学校は、12月に長崎方面にて1泊2日で実施
- ・ 令和2年度同様、Go To トラベルキャンペーン割引や県の修学旅行支援事業、市の宿泊助成を活用した。
- ・ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されたことを受け、延期や中止、近隣県で実施等へ変更する学校が多数あった。

(ウ) 実施状況(令和4年度)

【小学校】

	大分方面	長崎方面	県内泊	市内泊
校数	65校	13校	34校	14校

【中学校】

- 市立全中学校で構成していた修学旅行団を解散し、実施時期及び旅行方面(関西、中国、九州)を各学校で選択できることとした。

	関西方面	中国方面	九州方面
校数	45校	8校	9校

【特別支援学校】

- ・ 学校の状況に応じて実施

【その他】

- ・ 市立高等学校は、12月6・7・8・9日で関西に3泊4日で実施
- ・ 戸畑専修高等学校は、5月18・19・20日で関東に2泊3日で実施

(エ) 令和5年度の対応

- 新型コロナウイルスの感染症法上の類型が見直しとなったこと等から、
  - ・ 小学校・特別支援学校(小学部)は、修学旅行出発前に保護者からコロナに関する参加同意書をとっていたが、5類への移行後は不要とした。
  - ・ 今後、新型コロナウイルスの感染拡大と同様の事態が発生した際、中学校3年生が延期となると、進路等にも影響することから、令和5年度から、中学2年生での修学旅行の実施に変更(令和5年度のみ2・3年生での実施。また、特別支援学校(中学部)も同様)などの方針とした。

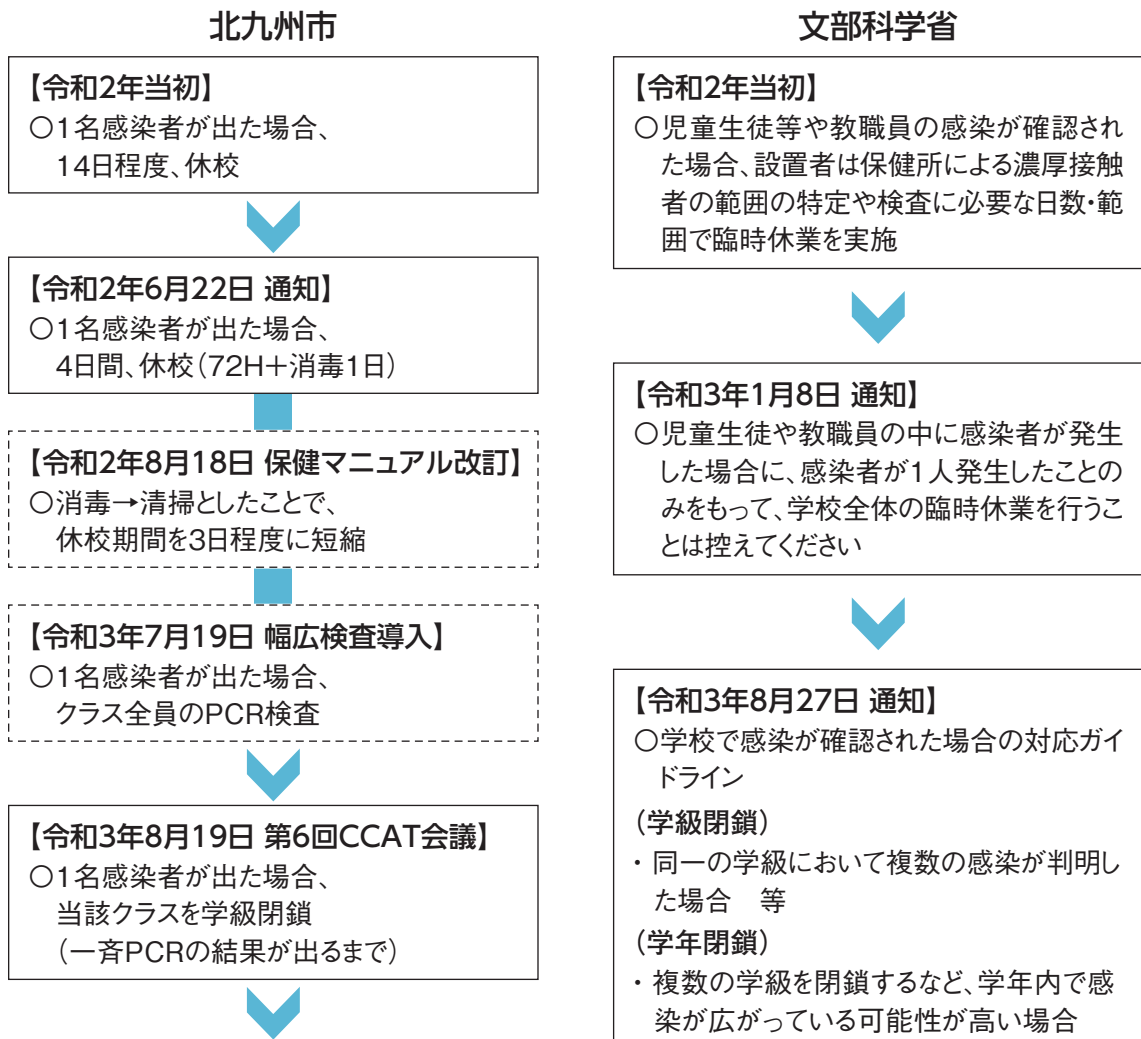
(対応を振り返って)

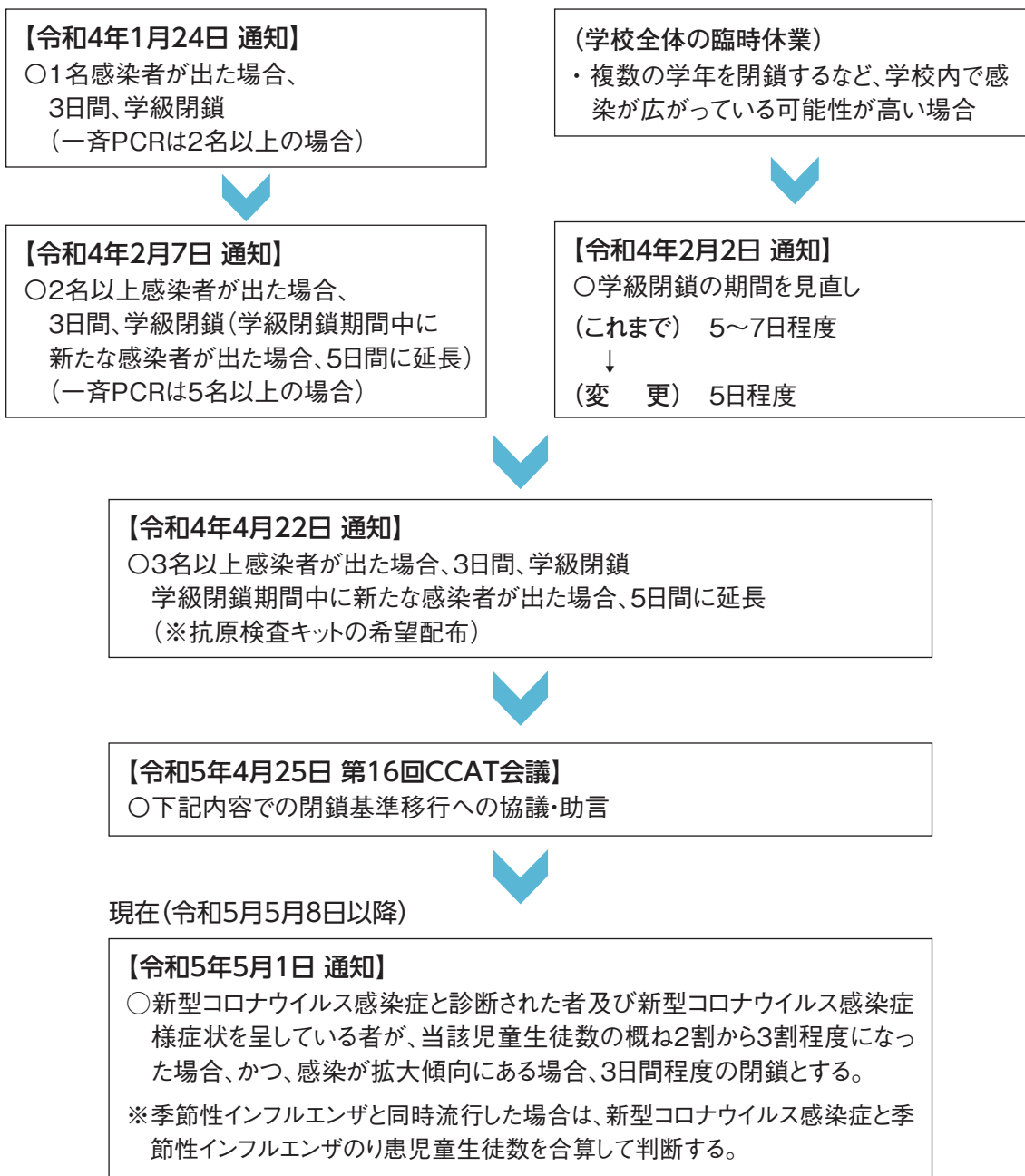
- 令和4年度以降においては、「withコロナ」の視点から生徒の活動をできる限り止めないとともに、感染防止対策の意識が薄れないよう必要に応じて注意喚起を行った。
- 学校からの個別の問い合わせ等では、通知文にないケースもあり、教育委員会として、素早い判断が求められたが、感染リスクを考慮しながら、学校長の判断を尊重した回答を行うことで、児童生徒にとって有意義な学校行事が各学校で行われた。
- 修学旅行では、令和2年度から中止や延期、実施方法の変更を余儀なくされたが、学校の実態に応じた対応により、可能な範囲で実施に至った。

(4) 本市における学級閉鎖等の基準の推移

- 本市学校における学級閉鎖基準については、文部科学省通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」や同「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に、感染状況や学びの継続性のバランスを考えながら基準を決めた。さらに、CCAT(新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム)に助言を仰ぎ決定とした。

学級閉鎖等の基準の推移





**(対応を振り返って)**

学級閉鎖については、新型コロナウイルスの最新の知見、感染の状況、また、子どもたちの学びをとめないという視点でのバランスをとりながら基準を決定していった。決定に関して、専門的な観点からのアドバイスをCCATの先生方にいただくことによって、各学校へスムーズに周知・徹底を行うことができた。

**(5) 給食における対応**

- 新型コロナウイルスの影響による市立学校の臨時休業等に伴い、学校給食が中止となったことで、給食物資納入業者の収入は大幅に減少し、事業継続が困難な状況に陥ることが想定された。

- 学校給食の提供にあたっては、給食調理現場での感染防止対策を徹底する必要があるため、「学校における新型コロナウイルス感染症対応学校給食関係マニュアル」を作成した。
- また、給食用食材の急激な価格高騰が続いたが、子育て世帯の負担軽減の観点から、給食費の値上げを行わず、値上げ相当分の食材費を予算計上した。

### 【主な取組】

#### ア 給食室における感染防止の取組徹底 (令和2年6月～令和4年3月)

令和2年6月の学校再開後、学校給食受託業者向けに『学校における新型コロナウイルス感染症対応学校給食関係マニュアル』を配布し、給食室等における感染防止に努めるとともに、同居家族も含めた体調確認を毎日実施するなど、給食室及び給食調理員の感染防止に取り組んだ。

#### イ 物資納入業者が給食再開に向けて要した費用の支援

##### 概要

給食物資納入業者が、令和2年3月から同年6月の給食休止期間中に、給食再開に向けて要した費用について支援

##### 対象経費

給食再開に向けて要した費用について調査を行い、支援が適切と認めた部分のうち、国や県の支援策(持続化給付金、雇用調整助成金等)で補てんされた部分以外

##### 助成実績

約114,677千円(14社)

#### ウ 給食休止中に使用予定だった物資への対応

##### 概要

令和2年3月から同年6月の給食休止期間中に使用予定だった物資のうち、発注済みでキャンセルが出来なかった物資や、再開後も使用しないことが決まった物資代金及びそれらの物資の保管料について北九州市学校給食協会を通じて支払いを行った。

#### エ 臨時休業期間中の昼食提供 (令和2年4月10日～令和2年5月1日)

##### 概要

臨時休業中に市立学校で受け入れた児童生徒に対し、市費で昼食を提供した。物資の供給については北九州市学校給食協会へ委託して実施した。

#### オ 短縮された夏休み期間中の給食提供 (令和2年8月3日～令和2年8月26日)

##### 概要

短縮された夏休み期間中に、市立中学校において市費で簡易給食(パン、牛乳、ジャム等の添加品)を提供した。物資の供給については北九州市学校給食協会へ委託して実施した。

## カ まん延防止等重点措置期間中における学級閉鎖等に係る給食費について

### 概要

令和4年1月27日から令和4年3月6日までのまん延防止等重点措置期間中において、給食を食べる予定であったが、新型コロナウイルスを原因とした学級閉鎖等で給食を食べないこととなった児童生徒の給食費について、保護者負担の軽減を図ることを目的に、保護者から徴収しないこととした。

## キ 食材価格高騰に伴う給食費値上げ相当分の支援

### 概要

給食用食材の価格高騰の状況が続いており、令和4年度、令和5年度においては、子育て世帯の負担軽減の観点から、給食費の値上げを行わず、食材価格高騰に係る値上げ相当分の食材費として北九州市学校給食協会へ運営補助を行った。

### (対応を振り返って)

長期間の一斉休業に伴う物資納入業者への対応など、前例のない、また急な対応が必要な状況が多かったものの、市内関係部署や学校、北九州市学校給食協会等の関係団体と連携して対応した。

## (6) 特別支援学校における対応

- 特別支援学校に通学する児童生徒のためスクールバスの運行を行っている。バス内は、児童生徒の安全上の観点から換気が難しく、「密閉空間、密集場所、密接場所」といった3密の状態であった。
- 3密を回避し児童生徒の感染リスクを低減するため、乗車率の高いスクールバスについて増車を行い、少ない人数で乗車できるよう取組んだ。

### 【取組内容】

#### 概要

3密の特別支援学校スクールバスの少人数化を行い、感染リスクの低減を図る。

#### 対象

乗車率の高い特別支援学校(知的障害)のスクールバス

#### 実施期間

令和2年5月25日～(継続)

#### 実施体制

各校のスクールバス運行委託の原契約をしている事業者に運行を委託

**実績**

年度	対象校	増車の数
令和2年度	5校	10台
令和3年度	4校	9台
令和4年度	4校	9台
令和5年度	4校	9台

**(対応を振り返って)**

- 増車前までは平均乗車率が70%超であったのに対し、増車により平均乗車率を50%程度まで下げ、3密を回避した。
- こうした取組により、特別支援学校スクールバス内が原因と思われる感染事例は発生していない。

**2 教職員の人員体制等****(1) 学校における人員体制の強化**

- 令和2年3月2日から全国的に小中学校等の一斉臨時休校が開始され、本市では5月25日に学校再開となった。臨時休校期間が長期に渡ったことによる、児童生徒の学びを保障するため、国の事業「学校の段階的再開に伴う児童生徒等の学びの保障」を活用し教員の追加配置を行った。
- また、新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化により、働く場を失った者を対象とする緊急雇用対策事業として、学校再開後の円滑な学校運営をサポートするため、5月25日の学校再開にあわせて、臨時的に「学校業務補助員」を全市立学校・園及び市立図書館に配置した。当初は令和2年6月30日までの予定であったが、その後、同年度末まで延長した。

**【主な取組】****ア 教員の追加配置****概要**

新型コロナウイルスが発生した小・中学校及び小学校6年生及び3年生の1クラスあたりの人数が36人以上の学級がある学校において、学校規模、人員の配置状況、対象学年の状況等を踏まえ、配置の必要がある小・中学校に教員を追加配置した。

**活用方法**

小学校6年生及び中学校3年生の少人数指導など

**実績**

新型コロナウイルスが発生した小・中学校において計15名の教員を追加配置した。

イ 市立の学校・図書館における緊急雇用対策業務/  
学校再開における学校業務補助員配置事業

概要

新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化を受け、緊急雇用対策として、主に市立の学校・図書館における定期換気やドアノブ等の定期消毒業務を創出するもの。

主な業務内容

(ア) 学校

児童生徒の検温の補助業務、定期換気、定期消毒など。

(イ) 図書館

定期換気、定期消毒、返却本やドアノブ・手すりなどの消毒など。

実施体制

	市立の学校・図書館における 緊急雇用対策業務	学校再開における 学校業務補助員配置事業
雇用形態	請負・委託	会計年度任用職員 (市の直接雇用)
配置期間	令和2年5月22日～ 令和2年6月30日	【第1期】 令和2年7月1日～令和2年8月31日 【第2期】 令和2年9月1日～令和2年10月5日 【第3期】 令和2年10月6日～令和3年3月24日
配置人数	各市立学校・図書館に それぞれ1名配置	【第1,2期】 市立小・中・特別支援学校(中央高等 学園を除く)に各1名配置 【第3期】 全市立学校に各1名配置
実績	雇用人数：598人 (月別カウント)	【第1,2期】159人 【第3期】240人

(対応を振り返って)

- 人材確保にあたっては、状況に応じて柔軟に働くことができる条件整備を行ったり、市ホームページによる公募の他、ハローワークを通じた公募等により広く市民への周知を行ったりしたが、なかなか思うように進まず、一部学校について配置が遅れるなど課題もあった。
- 一方で、補助員を配置したことで、学校における感染拡大を防ぐとともに、教職員の業務について、一定の負担軽減を図ることができた。

## (2) 教職員の健康相談

- 令和2年4月には教職員の中から複数名の罹患者が確認されたり、濃厚接触者として保健所から検査や自宅待機を命じられたりする者が出始めた。
- そのため、「自分も感染しているのではないか」等の不安から、心の不調を生じる教職員が出るのが予想されたため、予防策として新型コロナウイルスに特化した「教職員専用の健康相談」を新設した。
- また、罹患した教職員が心身ともに円滑に職場復帰できるように、職場復帰支援を実施したりするなどの対応をしてきた。

### 【主な取組】

#### ア 新型コロナウイルスにかかる職員健康相談

##### 概要

罹患者、濃厚接触者、健康観察者等が出た学校の管理職や教職員の相談に応じることで、不安を解消し、教職員が心の不調に陥ることを予防する事業として実施した。

##### 実施体制

##### (ア) 新型コロナウイルスの罹患者が出た学校が利用できる健康相談

- ・ 電話相談(随時相談、匿名可)、面接相談(予約制)
- ・ 産業医、保健師が相談対応

##### (イ) 誰でも利用可能な健康相談

- ・ 電話相談(毎週土曜日午後、匿名可)、面接相談(予約制)
- ・ カウンセラー、精神保健福祉士が相談対応

**実施期間** 令和2年4月27日～

##### 実績

##### (ア) 新型コロナウイルスの罹患者が出た学校が利用できる健康相談

- ・ 令和2年度：7件

##### (イ) 誰でも利用可能な健康相談

- ・ 令和2年度：71件
- ・ 令和3年度：110件
- ・ 令和4年度：132件

#### イ 教職員の職場復帰支援

##### 概要

罹患者が心身ともに安心して職場復帰でき、学校側も安心して受け入れることができるように、制度の変遷に応じた復職支援を実施した。



### 実施体制

#### 【当初～令和2年6月11日】

- ・ 就業制限解除基準：2回のPCR検査陰性確認
- ・ 職場復帰時の産業医面談：必要
- ・ 自宅待機期間：退院後4週間自宅待機（在宅勤務）にて、再燃・再陽転がないことを確認

#### 【令和2年6月12日～10月23日】

- ・ 就業制限解除基準：発症日から10日かつ症状消失後72時間経過
- ・ 職場復帰時の産業医面談：必要なし
- ・ 自宅待機期間：変更なし

#### 【令和2年10月24日～令和3年2月24日】

- ・ 就業制限解除基準：変更なし
- ・ 自宅待機期間：必要なし。出勤しながら4週間健康観察を実施

#### 【令和3年2月25日～】

- ・ 就業制限解除基準：変更なし
- ・ 退院後健康観察：必要なし

### 実績

- ・ 職場復帰時の産業医面談：4名
- ・ 自宅待機実施者：6名
- ・ 退院後の健康観察実施者：8名

### （対応を振り返って）

新型コロナウイルスの発生初期より、健康相談新設や職場復帰支援体制を確立し、法令の変遷に沿って実施したことによって、管理職・教職員の不安の緩和並びに安全安心な学校経営に寄与できた。

## 3 学校施設

### （1）学校施設の開放

- 福岡県に緊急事態宣言等が発令される中、新型コロナウイルスの感染防止対策として、学校では休校や短縮授業を実施し、市の公共施設では利用の中止や人数・時間の制限が実施されてきた。
- そうした中、市内の学校施設の開放についても、使用の中止や使用時間を短縮するなどの対応を行ってきた。

### 【主な取組】

#### ア 遊び場開放(団体)、スポーツ開放、目的外使用許可による学校施設の開放

##### 使用中止期間

- ・ 令和2年2月28日～7月10日
- ・ 令和3年5月12日～6月20日
- ・ 令和3年8月7日～9月30日

##### 時間短縮による使用制限期間(20時まで)

- ・ 令和3年1月14日～3月7日
- ・ 令和3年6月21日～7月11日
- ・ 令和3年8月2日～8月6日
- ・ 令和4年1月24日～3月6日

#### イ 遊び場開放(個人)

##### 使用中止期間

- ・ 令和2年2月28日～令和3年11月12日
- ・ 令和4年1月24日～4月15日

##### 時間短縮による使用制限期間(20時まで)

- ・ 令和3年1月14日～3月7日
- ・ 令和3年6月21日～7月11日
- ・ 令和3年8月2日～8月6日
- ・ 令和4年1月24日～3月6日

### 【主な感染防止対策など】

- ・ 使用再開時に、「感染防止チェックシート」、「学校施設開放における保護者等の観戦や応援等の基準について」などを作成し、使用者に内容の厳守を要請。
- ・ 夏季においては、熱中症などの健康被害が発生するリスクが高いため、国の方針を参考に、室内・室外でのマスクを着用する必要がない場面では、マスクを外すよう周知を行った。
- ・ 5類移行に伴い、「感染防止チェックシート」などを廃止した。ただし、基本的な感染症対策である「三つの密の回避」や「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」は各団体にて継続するよう周知を行った。

### (対応を振り返って)

学校施設の開放事業は、学校や児童生徒だけではなく、市民が使用している公共施設としての側面があるため、学校施設開放事業の感染防止対策として、学校における感染防止対策、市の公共施設における感染防止対策のより厳しい方に合わせて、対策を講じてきた。